

社会福祉法人南砺市社会福祉協議会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉事業に功労のあった者及び社会福祉活動が優秀な団体並びに社会福祉活動に協力、援助した者に対し、これを表彰又は感謝の意を表すことにより南砺市社会福祉の向上進展に資することを目的とする。

(顕彰の方法)

第2条 表彰または感謝状は、南砺市社会福祉大会のときに行う。ただし、特別の場合はその都度行うことができる。

(表彰状)

第3条 表彰の対象となるものは、次の各号に定めたものとする。

- (1) 民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、本会役員並びに評議員で、10年以上在任し、その功績顕著である者
ただし、退任した民生委員・児童委員については、在任期間を9年以上とする。
また、70歳以上で退任した本会役員並びに評議員については、在任期間を8年以上とする。
 - (2) 現に社会福祉活動を行っている者で、活動が10年以上にわたり、特に優秀で、他の模範となる団体及び個人
 - (3) 現にボランティア活動の実践者で、地域において、そのボランティア活動が10年以上継続的に実施され、他の模範となるべき団体、グループ及び個人
 - (4) その他、会長の認める者
- 2 前項に該当するもののうち、すでに社会福祉功労者として本会の表彰を受けた者は除くものとする。

(感謝状)

第4条 感謝の意を表す対象となる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 社会福祉事業に対し、1件30万円以上の金品を寄付した者
- (2) 社会福祉事業に対し、5年以上にわたり継続的に金品を提供した者
- (3) その他、会長の認める者

(候補者の推薦)

第5条 推薦者は、この規程に定める表彰又は感謝状に該当する者を被表彰候補者推薦書（様式第1号）により、推薦するものとする。

(選考委員会)

第6条 表彰に該当するものを審査するため表彰選考委員会を置く。

- 2 表彰選考委員会の委員は、会長及び理事若干名をもって組織する。
- 3 表彰選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 補欠により就任した表彰選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 表彰選考委員会に委員長1名を置き、その委員長は表彰選考委員の内から互選により、選出するものとする。

6 表彰選考委員会は、被表彰候補者推薦書により審査を行い、被表彰者を決定する。

(追彰)

第7条 この規程に基づき、表彰することが適当と認められる者が死亡したときは、追彰し、表彰状はその遺族に授与する。

2 前項に該当する者のうち、対象となる者は、表彰選考委員会において、被表彰者として決定したのちに死亡した者とする。

(対象除外)

第8条 この規程に基づく表彰の贈呈は、次のいずれかに該当する個人、グループ又は団体をその対象から除外する。

(1) 社会福祉事業関係で藍綬褒章、黄綬褒章を受けた者

(2) 厚生労働大臣表彰を受けた者

(3) 社会福祉事業関係で富山県表彰規則による知事の表彰又は感謝状を受けた者

(4) 富山県社会福祉協議会長の表彰又は感謝状を受けた者

(5) 社会福祉事業関係で南砺市表彰規則による市長の表彰又は感謝状を受けた者

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月3日から施行する。

社会福祉法人南砺市社会福祉協議会 表彰規程事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人南砺市社会福祉協議会表彰規程（以下「表彰規程」という。）の運用及び解釈に必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 表彰規程第3条第1項第1号に規定する役員とは、会長、副会長、理事、監事とする。

2 表彰規程第3条第1項第1号について、退任された対象者については、表彰規程第2条に基づき、退任後の社会福祉大会で表彰する。

3 ボランティア活動者について、団体に所属していない個人ボランティア、団体に所属し役員等の経歴がないボランティア及び市ボランティアセンターに未登録のボランティアなど、所属、経歴、登録等を問わず、長年活動している個人を広く対象とする。

4 富山県社会福祉協議会会長表彰のボランティア活動部門では、芸能活動を主目的としている団体については表彰の対象としていないが、長年の活動に敬意を表し、本会長表彰の対象とする。

5 同一の表彰内の異なる部門の表彰は、重複して受けることができないものとする。

(上位表彰等)

第3条 表彰規程第8条に規定するもののほか、上位表彰等については次のとおりとする。

(1) 旧町村の表彰規程による旧町村長の表彰又は感謝状を受けた者は、表彰規程第8条第1項第5号の市長の表彰又は感謝状と同等の表彰等を受けたこととし、本会長表彰の対象としない。

(2) 旧町村社協会長表彰を受けた者は、本会長表彰が両砺波郡社会福祉連絡協議会会長表彰と同等となることから、本会長表彰の対象とする。

(3) 両砺波郡社会福祉連絡協議会長の表彰又は感謝状を受けた者は、本会長表彰と同等になることから、本会長表彰の対象としない。

(推薦書の様式)

推薦部門		推薦書様式
民生委員・児童委員		様式1
社協役員・評議員		
社会福祉活動	団体	様式2
	個人	様式3
ボランティア活動	団体	様式4
	個人	様式5
感謝状	団体	様式6
	個人	様式7

附 則

この要領は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

**南砺市社会福祉協議会会長表彰
推薦書記入にあたっての留意事項**

推薦書の各項の記入にあたっては、次の点に留意ください。

推薦書様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦書様式は、当会ホームページからダウンロードしてご利用ください。 <li style="padding-left: 2em;">ホームページアドレス：http://www.nanto-shakyo.jp/
推薦順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一部門の表彰において候補者が複数の場合には、推薦順位をつけてください。 ・ 候補者が多数の場合は、本会表彰選考委員会での協議により、被表彰者人数が制限されることがありますのでご了承ください。
氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入いただいた氏名をもとに名簿・表彰状を作成しますので、楷書体で正確に記入ください。 ・ 旧字等の常用漢字以外の漢字を使用する場合は、特に正確にはっきりと記入ください。 ・ 必ずふりがなをつけてください。
現住所、電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の場合は、自宅の住所および電話番号を記入ください。
年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢の算定は、当該年度の9月1日現在としてください。
在職年数、活動年数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年数の算定は、当該年度の9月1日現在としてください。 ・ 1か月に満たない端数については、切り捨ててください。 ・ 期間が中断している場合は、中断した期間は除外し、在職および活動期間を通算してください。 ・ 経歴欄および活動歴記載の年数と整合性をとってください。
経歴、活動歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各表彰の要件に係る経歴、活動歴のみを記入ください。
功績内容、活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容がわかるようにできる限り具体的に記入ください。 ・ 活動内容は、活動期間や主な活動場所、活動の対象、活動頻度等がわかるようご記入ください。 <li style="padding-left: 2em;">例) 年 月 ～ 現在 ○○施設で清掃活動（毎月○回程度）
主な表彰歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表彰の選考上の参考とさせていただくため、できる限りもれのないように記入ください。 ・ 社会福祉事業関係の功労者として表彰されたもののみを記入ください。 ・ 該当する表彰歴がない場合は「なし」と記入ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 功績内容欄等の縮小や拡大については可能ですが、推薦書全体が1枚に収まるように留意ください。